

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を平成5年4月から6年9月までは44万円、同年10月から7年9月までは47万円、同年10月から9年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から9年10月1日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と大幅に相違していることが分かった。同社では取締役であったが、社会保険の届出事務に関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から6年9月までは44万円、同年10月から7年9月までは47万円、同年10月から9年9月までは50万円と記録されていたが、同年11月7日付けで、遡^{そきゅう}及して10万4,000円又は9万2,000円に減額訂正されており、申立人と同様に、代表取締役の標準報酬月額も同日に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、同社の複数の従業員は「申立人は、B職であり、社会保険事務書類の作成や届出には関与していなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所の代表取締役からは、証言を得ることができないものの、前述の従業員の一は「社会保険料の件で、度々社会保険事務所の職員の訪問を受けていた。」と証言していることから、同事業所は、申立期間当時、社会保険料の支払いに苦慮していた事情がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年4月から6年9月までは44万円、同年10月から7年9月までは47万円、同年10月から9年9月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年3月1日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとい認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から5年4月1日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部ではあるが、給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち平成5年3月の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及び報酬月額により、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行

については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年5月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

また、平成4年10月から5年2月までの標準報酬月額については、4年11月の給料支払明細書によると、オンライン記録と一致する報酬月額であることが確認できる上、同年10月及び同年12月から5年2月については給料支払明細書が無いことなどから、当該期間に係る保険料控除額について、確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成4年5月1日から5年3月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から52年4月まで

私が結婚した昭和43年の正月に里帰りをしたとき、父から「国民年金に加入して、毎月保険料を納付しなさい。」と言われ、当時の居住地のA市役所において、国民年金の加入手続を行い、保険料を毎月、現金で納付していたことを覚えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所B支所において国民年金の加入手続を行い、申立人又はその夫が同市役所の窓口で保険料を毎月、現金で納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年5月以降であると推認され、申立期間については、国民年金任意加入者であることから、さかのぼって被保険者の資格取得ができなかったため、保険料を納付することができない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時の居住地のA市役所及び社会保険事務所(当時)には、申立人の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年3月まで

私は、両親が、国民年金の加入手続を行うとともに、保険料をA農業協同組合の通帳から一年分をまとめて納付していたと記憶している。申立期間当時は、私の居住地は農村地帯であったことから、どこの家庭も国民年金制度を活用することが当然と考えられていた時代だったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、国民年金の加入手続を行い、保険料をA農業協同組合の通帳から一年分まとめて納付したと主張しているが、申立人の母親は申立期間以前に他界しており、その父親からも申立人の申立期間当時における国民年金の加入手続及び保険料の納付について聞き取りができない状況である上、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和52年10月15日であり、その時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の両親が国民年金の加入手続を行ったとするA農業協同組合B支所（当時）においては、国民年金の加入手続を行うことはできず、申立期間当時、同農業協同組合の通帳からの口座振替により保険料を納付することができないことが確認できる上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年2月までの期間、同年3月から同年6月までの期間、同年10月から46年2月までの期間、49年2月から53年2月までの期間及び同年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年10月から45年2月まで
② 昭和45年3月から同年6月まで
③ 昭和45年10月から46年2月まで
④ 昭和49年2月から53年2月まで
⑤ 昭和53年7月から54年3月まで

私は、会社を辞めたときは市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付するように教育されてきたので、きちんと保険料を納付してきたつもりである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、会社を辞めたときは国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和54年4月に払い出されているものの、オンライン記録により、申立期間については国民年金に未加入であることが確認できる上、申立期間中に、別の手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人は、申立期間④及び⑤については、被用者年金制度加入者の配偶者であり、国民年金の任意加入期間となることから、手帳記号番号が払い出された昭和54年4月以降において、さかのぼって保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続や保険料納付についての記憶が曖昧であるなど、具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成元年 9 月までの期間については、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成元年 9 月まで

私は、申立期間当時、国民年金第 3 号被保険者の届出を行っていなかったが、夫の被扶養配偶者であったことは間違いない。当時の扶養事実を証明する書類は無いが、申立期間について国民年金第 3 号被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金第 3 号被保険者の届出を行っていないことを前提に申し立てており、申立人の主張と国（厚生労働省）の記録に齟齬^{そご}は無く、国の記録管理に不備が無かったことから、申立期間について、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正することはできない。

なお、申立人は第 3 号被保険者の特例措置に係る届出（遡^{そきゅう}及して第 3 号被保険者の届出を行い、被扶養配偶者であったことが認められた場合、保険料納付済期間として算入される。）は行っていない上、かかる認定事務は年金記録確認第三者委員会が行うものではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から同年 8 月まで
申立期間にA社に勤務した。社会保険事務所（当時）の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務したと申述しているところ、同社は当時の関連資料を保管しておらず、当時の給与担当者及び従業員から明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立期間当時の従業員は「私は、昭和 33 年 2 月 1 日に入社した。3 か月間の試用期間があり、同年 5 月 1 日に本採用となり厚生年金保険に加入した。」旨を証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 53 年 3 月 15 日まで
高等学校を卒業後、Aセンターに臨時職員として採用された。社会保険事務所（当時）の記録では、同法人に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にAセンターに勤務したと申述しているところ、同センターから提出された人事記録により、申立人が昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 14 日までの期間、臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ「申立期間当時、臨時職員については、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった。申立人についても、同様の取扱いであり、雇用保険のみの加入であった。また、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届を提出していないので、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げている同僚は「昭和 51 年 3 月にAセンターに入社した。52 年 6 月まで臨時職員として勤務し、同年 7 月から正規職員となり厚生年金保険に加入した。臨時職員の立場であったときは、雇用保険のみの加入であった。」旨を証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A社の事業主であったときの報酬月額は 30 万円ぐらいであったが、平成 12 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられている。実際に支払われていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 12 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日以降の同年 11 月 1 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が当初 30 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立人に係る標準報酬月額の減額訂正について「誰が社会保険事務所（当時）に届出を行ったか記憶に無い。また、申立期間当時、厚生年金保険料等の滞納があったかどうかは分からない。」と申述している。

しかしながら、当該事業所の役員でもある子息は「事務を含めて、全部父が取り仕切っていた。」と証言していることから、申立人を含め被保険者が 3 人という少人数の同族事業所の代表取締役が申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理について、一切関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。